

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 議第7号 令和5年度最適化活動の目標の（案）について
- 議第8号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第3号 農地潰廃通報について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 13番 清 野 秀 作 委員

推進委員出席委員 16名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	笹岡 大 介 委員
高山 弘 則 委員	長谷川 淨 二 委員
原田 孝 一 委員	松岡 博 一 委員
松下 正 樹 委員	矢代 誠 一 委員
山谷 秀 昭 委員	吉田 精 一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 1名

小池 秀 一 委員

説明のため出席した職員

農 林 課 長 藤 家 憲

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	味 田 佐 恵 子

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時50分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名。推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

6番、坂井浩行委員、12番、島影正幸委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事日程等について事務局から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

最初に、議事日程につきまして御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』を御審議いただき、審議終了後、議第1号から順に御提案させていただきます。なお、会長の挨拶

拶にもありましたが、総会終了後、令和5年度農林関係予算につきまして説明いただくため、農林課長から出席いただいておりますので、よろしくお願いします。

次に、議案の訂正についてです。お手元に配付させていただきました報第5号『農地法第3条の3第1項の届出について』の正誤表のとおり、議案書50ページの合計面積に誤りがありました。議案の訂正の願いと、併せておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。ただいまの事務局説明のとおり議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、早速議事に入ります。

議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

議第8号の審議に入る前に、事務局職員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（野崎会長）

令和5年4月1日付の農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から次のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、承認を求めるものです。

1、配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。局長、阿部勝峰、経営基盤係一般任用主事、味田佐恵子。

2、配置替えにより農業委員会事務局職員として任用する者。局長、山村吉治、経営基盤係主事、長谷川琳花。

以上です。

なお、山村新局長は情報管理課から、長谷川さんは環境課からの転入、阿部局長は退職、味田さんは農林課への転出です。

それでは質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

暫時休憩に入ります。

（午前9時35分から午前9時45分まで休憩）

議長（野崎会長）

休憩を閉じ、再開いたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃると思いますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積2,015平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただきました案件であります。

735番は、荻堀地内の農地1筆、2,015平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

1月総会終了後にお伝えしましたとおり、法改正に伴い、地域計画策定までの間、農地中間管理事業は一括方式で御審議いただくこととなります。これまでの従来方式では、議第2号として農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めておりましたが、これが廃止となり、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』におきまして中間管理事業の公社貸付を御審議いただきます。これに伴い、議案も相対、中間管理事業の借入、中間管理事業の貸付の3つに分けて作成しました。各ページのタイトルの括弧書きで区分しております。それでは、区分ごとに順を追って説明いたします。

14ページを御覧願います。最初に、相対についてです。今月の相対の利用権設定は、新規設定37件、面積14万9,221.26平米、再設定4件、面積3万5,861平米、合計では41件、面積18万5,082.26平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの736番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

736番は、井栗地内の農地4筆、1,139平米。

737番は、須戸新田地内の農地26筆、2万2,607平米。

738番は、上大浦地内の農地1筆、545平米。

739番は、上大浦地内の農地4筆、1,776平米。

740番は、田屋地内の農地1筆、2,808平米。

4ページをお願いします。

741番は、江口地内の農地1筆、3,674平米。

742番は、飯田地内の農地1筆、2,999平米。

743番は、月岡一丁目地内の農地1筆、644平米。

744番は、井戸場地内の農地1筆、1,021平米。

745番は、井戸場地内の農地1筆、1,021平米。

746番は、桑切地内の農地2筆、2,035平米。

747番は、吉野屋地内の農地3筆、5,270.88平米。

748番は、新光町地内ほかの農地2筆、1,975平米。

6ページをお願いします。

749番は、鶴田三丁目地内の農地5筆、2,563平米。

750番は、矢田地内のほかの農地2筆、1,141平米。

751番は、北五百川地内の農地1筆、592平米。

752番は、森町地内の農地3筆、3,957平米。

753番は、牛ヶ首地内の農地4筆、2,695平米。

754番は、大沢地内の農地10筆、1万431平米。

755番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、667平米。

8ページをお願いします。

756番は、鬼木地内の農地9筆、2万4,208平米。

757番は、鬼木地内の農地1筆、475平米。

758番は、鬼木地内の農地3筆、5,560平米。

759番は、鬼木地内の農地1筆、3,365平米。

756番から759番は、利用権設定を受ける者の経営面積がゼロとなっておりますので、補足いたします。

756番から759番は、一般法人が農業参入する場合の要件である解除条件付きの貸借契約に基づき、利用権設定がなされるものであります。756番の利用権設定をする者の息子さんが代表取締役を務める株式会社コバマイスターを令和5年2月に設立いたしました。これまで小林家として借りていた農地を令和5年2月総会で解約し、今月総会で小林家の自作地も含め、株式会社コバマイスターで借受けすることになりました。同法人は、主たる事業が農業ではないため、農地所有適格法人の要件を備えておらず、解除条件付貸借となります。なお、解除条件付貸借の要件である地域における適切な役割分担を担うことにつきましては、令和5年2月22日付で農業委員会に誓約書を提出しています。また、役員等が1名以上農業に常時従事することについては、申出書により、役員1人が年間180日の農作業に従事することを確認しております。総会で承認が得られた後は、農地を適正に利用しない場合には貸借契約の解除する旨の条件を契約書に付すこととしています。

補足は以上です。議案に戻ります。

760番は、吉野屋地内の農地3筆、4,110平米。

761番は、栗林地内の農地2筆、1,407平米。

762番は、栗林地内の農地1筆、247平米。

10ページをお願いします。

763番は、西大崎三丁目地内の農地4筆、3,032平米。

764番は、長嶺地内の農地1筆、56平米。

本件につきましても、利用権設定を受ける者の経営面積がゼロとなっておりますが、こ

の方から話を聞いておりますので、補足いたします。

先月廣川委員からも同席いただいて、話をお聞きしました。本人からは、祖父母の畑を手伝った経験はある。まずは土壌改良から始めて、芋などを植え、その後夏野菜も始めたい。10年ほど野菜をやってみて、就農も視野に入れているとのことでした。また、廣川委員から地域のつながりが大切であり、農区長と知り合いになるといいというアドバイスもいただき、後日農区長の了解をいただき、連絡先も本人に伝えてあります。総体的に真剣に野菜作りに取り組む姿勢がうかがえたところです。なお、年間〇〇〇円で貸借することから、10アールあたりに換算すると大きな数字になっております。

補足は以上です。議案に戻ります。

765番は、月岡一丁目地内の農地1筆、394平米。

766番は、月岡四丁目地内の農地1筆、221平米。

767番は、月岡四丁目地内の農地2筆、423平米。

768番は、荻島地内の農地4筆、3,945平米。

769番は、蔵内地内の農地1筆、4,258平米。

770番は、南中地内の農地1筆、650平米。

12ページをお願いします。

771番は、南中地内の農地2筆、4,941平米。

772番は、塚野目地内ほかの農地20筆、2万2,368.38平米。

以上37件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

773番から次ページの776番までの4件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、中間管理事業の公社借入です。

16ページを御覧願います。今月の公社借入は、新規設定4件、面積2万4,646平米、再設定1件、面積773平米、合計では5件、面積2万5,419平米であります。

これらの5件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社がそれぞれ5年または10年間借入れをするものであります。

それでは、戻りまして15ページの777番から順に御説明いたします。

777番は、大宮新田地内の農地9筆、1万6,040平米。

778番は、吉田地内の農地1筆、2,962平米。

16ページまで続きます。

779番は、月岡四丁目地内の農地17筆、5,535平米。

780番は、大島地内の農地1筆、109平米。

以上4件は、新潟県農林公社が新規に借入れするものであります。

781番は、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、中間管理事業の公社貸付です。

19ページを御覧願います。今月の公社貸付は、新規設定5件、面積2万4,646平米、再設定1件、面積773平米、合計では6件、面積2万5,419平米であります。

整理番号の元番は、先ほど御説明させていただきました中間管理事業公社借入に対応

する番号でございます。枝番号につきましては、耕作者ごとに付番しております。

なお、農地の所在は先ほど説明した公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は栞原代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時38分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、面積2,015平米、相対41件、面積18万5,082.26平米、公社借入5件、公社貸付6件、面積2万5,419平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2に基づき、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題

といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

21ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積7,431.91平米であります。

40番は、吉田地内の農地6筆、982平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

41番は、南五百川地内ほかの農地15筆、5,418.91平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

42番は、上保内地内の農地1筆、1,031平米を譲受人が世帯内贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、合計件数3件、面積7,431.91平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

22ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積1,332平米であります。

8番は、代官島地内の農地4筆、470平米を農舎1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校の東側330メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が農業用施設の整備であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

9番は、島川原地内の農地3筆、759平米を既存宅地608.94平米と一体利用し、農家住宅、農作業所、倉庫、分家住宅及びカーポート各1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場の東側300メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、令和3年8月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。島川原地内の農地1筆、103平米を既存宅地等405.01平米と一体利用し、住宅、車庫及び物置各1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場の西側350メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数3件、面積1,332平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

25ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積1万6,721.83平米であります。

23ページをお願いします。

86番は、林町二丁目地内の農地1筆、407平米を売買により取得し、既存宅地325.47平米と一体利用し、駐車場6台及び庭の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条東公民館の北側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

87番は、塚野目一丁目地内の農地3筆、4,026平米を売買により取得し、宅地分譲19区画、公園及び道路ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条東病院の北西270メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

88番は、令和4年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものと認めた案件であります。井栗一丁目地内の農地3筆、4,025平米を売買により取得し、駐車場142台及び緑地ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、第四中学校グラウンドの東側270メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

89番は、西大崎二丁目地内の農地1筆、335平米を売買により取得し、駐車場14台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、株式会社井関新潟製造所の北側対向地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

24ページをお願いします。

90番は、月岡二丁目地内の農地8筆、2,924平米を売買により取得し、宅地分譲12区画

及び道路ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の東側対向地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

91番は、諏訪二丁目の農地1筆、300平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の東側600メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

92番は、下須頃地内の農地3筆、598.83平米を賃貸借権の設定により、既存宅地939.81平米と一体利用し、店舗兼事務所1棟、車両展示場23台及び駐車場8台ほかの用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号下須頃南交差点付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

93番は、鬼木地内の農地1筆、711平米を使用貸借権の設定により農作業所1棟、通路及び屋外作業場の用地として利用したいものです。場所につきましては、鬼木郵便局の北東500メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、農業用施設の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

94番は、猪子場新田地内の農地2筆、3,395平米を売買により取得し、既存宅地等163.68平米と一体利用し、貸倉庫1棟、駐車場44台及び緑地等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、清掃センターの北西400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積16,721.83平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、87番、88番及び94番を除き、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、86番、89番から93番の6件については許可することとし、87番、88番及び94番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』御説明いたします。

26ページを御覧願います。今月協議をお願いする案件は1件であります。

吉田地内の農地2筆、643平米について、耕作放棄により周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、件数1件、面積643平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。この件は、所有者本人からの申出で行うものなのか、また位置関係がよく分かりませんが、議第2号の40番の案件と地番が近いようですが、農振区分が地元の意向などは確認されているのかお尋ねいたします。

事務局（阿部事務局長）

お答えします。

申出につきましては、本人からの申出になっておりまして、議第2号の40番の土地とほぼ隣接するような位置関係となっておりますが、現地確認の結果、申出の2筆の土地については既に山林化しており、農地への復元は著しく困難なため非農地と判断したものでございます。

父親が亡くなって土地を相続したが、財産を処分したいという意向だと聞いております。

19番（廣川哲也委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』御説明いたします。

議案の27ページをお願いいたします。

本件につきましては、1月総会におきまして農政対策部会長から審査結果の報告とともにお示ししたところでございますが、本来議案として提案の上、委員会の御決定をいただくべきものでございましたので、改めて提案させていただき、御決定をお願いするものでございます。

なお、令和4年度の耕地及び作付面積統計数値が公表されたことにより、農地面積を最新のものに置き換えていますので、御確認をお願いします。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は、御発言を願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

議案書29ページの2（2）アに「農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、5年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む」というふうに記載されていますけれども、議案書32ページの第3では、「市において作成された「地域計画」に基づき」と記載されており、地域計画というのは農林課が主管で、それについて農業委員会が決められた役割を果たすという立てつけじゃなかったかなと思いますので、その辺の整合が取れるのかどうか確認していただければというのが1点と、せっかく農林課長がお見えですので、市としてどのような予定を持っていただけるのか、分かる範囲でお聞かせをいただければありがたいです。

議長（野崎会長）

農林課長、お願いいたします。

農林課（藤家課長）

それでは、今の御質問について、農林課から説明させていただきます。

地域計画につきましては、関係団体が役割分担しながら進めるということが基本となっております。その中で、今までの人・農地プランから地域計画に発展させるわけですが、この時点で一番重要になるのがいわゆる目標地図ということになります。地図化、見える化することが今回の地域計画として一番大きな点だというふうに認識しているところです。その際に地域計画の目標地図の素案づくりというものを市長部局から農業委員会へ依頼することになっておりまして、その素案というものが目標地図に極めて近い形になるというふうには認識しているところでございますので、そういった面では主体的にという部分については役割分担の中で整合性が取れているものというふうに考えております。

事務局（阿部事務局長）

具体的な農業委員会の役割としては、議案書32ページの第3に記載しておりますが、「地域計画」の作成と修正に当たっては、農業委員会が地域の話合い等にも積極的に参加して進めていきたいという意味も含めまして主体的という表現にしたもので、農業委員会が計画をつくるという意味ではございませんので御理解願います。

19番（廣川哲也委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

「地域計画」の作成につきまして、若干お話をさせていただきます。

法改正に伴い今年度から素案づくりに取り組まなければならないわけですが、どのような形で進めていくのか見当がつかないような状況で、先般、新潟県農業会議に照会したところ、そのような市町村が数多くあるとのことでした。

そういったことで、県農業会議では事務局長の谷川氏が3月末で退職となりますが、4月からは相談員として週に3日ほど勤務することになったそうで、谷川氏が各市町村に出向いて、どういう順番でどのように進めていくのか説明に回るということです。

また、全国農業会議所は稲垣氏が事務局長に就任されましたが、私は秋の郡協の研修会で稲垣氏に講師をお願いできないかなと考えています。この問題は今ここでどうのこの論議しても結論が出ないかと思えます。順を追って考えていかなければならないかと思っておりますので、どうかその辺も御理解のほどお願い申し上げます。

ほかに御発言はございませんか。

3番、熊倉委員。

3番（熊倉 睦委員）

議案書の29ページと31ページにつきまして、全く同じ内容が記載されているようですが、理由をお聞かせください。

事務局（阿部事務局長）

御指摘のとおり同じ内容のものが重複しておりました。公表の際には訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

議長（野崎会長）

ほかに御発言はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和5年度最適化活動の目標設定等（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『令和5年度最適化活動の目標設定等（案）について』御説明申し上げます。

農業委員会事務の情報の公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表してきたところでございますが、改正農業委員会法により農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況について、インターネット等により公表することが法律で定められました。

昨年、令和4年度には新様式により最適化活動の目標の設定をし、公表しており、引き続き令和5年度の目標を設定、公表したいとするものでございます。

令和5年度の目標設定におきまして、昨年から変更となりました点について御説明申

上げます。

33ページを御覧願います。

「I 農業委員会の状況」につきましては、農地利用最適化推進委員の実数は1名欠員となっていることから修正いたしました。また、中段の認定農業者等の経営体は、令和5年2月現在の直近の数値に修正しております。

最下段の耕地面積につきましては、令和4年度統計が先月公表されましたので、更新いたしました。

次ページをお願いします。

上段にあります、「これまでの集積面積（B）」につきましては、農林課では今年度分の集計はまだされていないことから変更しておりません。直近の数値として、令和4年3月末現在のものがございます。

上から2つ目の表は、令和4年度の農地面積が出ておりますので、目標年度を令和9年度として再算定しております。

35ページをお願いします。

(3)の新規参入の促進として、②目標は、直近の3年間の権利移動面積に置き換えたものがございます。

そのほか変更はございません。

なお、御承認をいただきましたらホームページで公表する予定でございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、原案のとおり承認することとし、ホームページで公表することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

続きまして、報第2号から報第6号まで、事務局より報告願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思ひます。
御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 6 番） 坂井 浩行

議事録署名委員（ 1 2 番） 島影 正幸
